

## 第4回

### 本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 平成29年12月26日(火)  
午後3時00分～午後5時30分

2、開催場所： 本部町役場(2-2会議室)

3、出席委員 (6人)  
会 長 7番 知念 一義  
委 員 1番 渡久地 真吾 5番 大城 綱徹  
2番 喜納 キミ子 6番 太田 守隆  
3番 高良 久

4、欠席委員 (0人)

#### 5、議事日程

報告第3号	農地法第4条許可申請の取下げ願いについて
議案第18号	農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(賃借)
議案第19号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第20号	非農地証明願いについて
議案第21号	荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

#### 6、農業委員会事務局

事務局長	伊野波 盛二
農政班長	大 濱 兼 愛

#### 7、会議の概要

議長 | ただ今から第4回本部町農業委員会の総会を開催いたします。  
委員の出席について、事務局、報告をお願いします。

事務局 全員、出席しております。

議長 事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、  
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。

議長 会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで  
しょうか。  
(異議なし)

議長 異議がございませんので議事録署名員は6番委員と1番委員にお願いします。  
書記は事務局職員にお願いします。

議長 会議についてお諮りします。  
本日の総会は本日一日限りと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

議長 異議がございませんので、本日一日限りといたします。

議長 議案に入ります。

議長 報告第3号 農地法第4条許可申請の取下げ願いについて

事務局 報告第3号 農地法第4条許可申請の取下げ願いについて  
上記のことについて、別紙の通り申請を取り下げることとしたので、  
本部町農業委員会専決処理規定第2条の規定により、農業委員会へ報告します。

先月の4条申請の取り下げになっております

番号1番 浦崎911 地目 畑 面積1093㎡  
申請人:本部町在住I氏  
取り下げ理由:代替地を利用するため。  
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 報告が終わりましたので質問がありましたらお願いします。  
ないようですので、次に進めます。

議長 議案第18号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第18号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)  
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、  
別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業委員会の  
意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は8件です。  
番号1番 北里655-1 登記現況共に、畑 面積81㎡  
北里1156 登記現況共に、畑 面積2637㎡  
利用権を設定する者:本部町在住K氏  
利用権の設定を受ける者:本部町在住T氏

添付資料説明

番号2番 北里1155-1 登記現況共に、畑 面積483㎡  
利用権を設定する者:本部町在住U氏  
利用権の設定を受ける者:本部町在住T氏

添付資料説明

番号3番 北里1154 登記現況共に、畑 面積518㎡  
利用権を設定する者:名護市在住N氏  
利用権の設定を受ける者:本部町在住T氏

添付資料説明

番号4番 北里1154-2 登記、雑種地 現況、山林原野 面積448㎡  
利用権を設定する者:那覇市在住K氏  
利用権の設定を受ける者:本部町在住T氏  
添付資料説明

番号5番 辺名地70 登記現況共に、畑 面積659㎡  
辺名地102 登記現況共に、畑 面積1014㎡  
利用権を設定する者:浦添市在住O氏  
利用権の設定を受ける者:本部町在住S氏  
添付資料説明

番号6番 備瀬937 登記現況共に、畑 面積2472㎡  
備瀬1416 登記現況共に、畑 面積836㎡  
利用権を設定する者:沖縄市在住G氏  
利用権の設定を受ける者:本部町在住N氏  
添付資料説明

番号7番 備瀬1607 登記現況共に、畑 面積1326㎡  
備瀬1647 登記現況共に、畑 面積1402㎡  
備瀬1648 登記現況共に、畑 面積261㎡  
利用権を設定する者:那覇市在住N氏  
利用権の設定を受ける者:南風原町にある企業N  
添付資料説明

番号8番 備瀬1649 登記現況共に、畑 面積1079㎡  
利用権を設定する者:浦添市在住O氏  
利用権の設定を受ける者:本部町在住S氏  
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。意見がありましたらお願いします。  
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第18号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第18号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について  
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第3条の規定  
による許可及び同法施行規則第2条第1項の規定による農業委員会の可否の  
意見決定を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は6件です。  
番号1番 辺名地837-1 登記現況共に、畑 面積1193㎡

譲渡人:名護市在住N氏  
譲受人:本部町在住H氏  
添付資料説明

番号2番 瀬底561 登記現況共に、畑 面積416㎡  
譲渡人:本部町在住K氏  
譲受人:本部町在住N氏  
添付資料説明

番号3番 備瀬1005 登記現況共に、畑 面積1272㎡  
譲渡人:宜野湾市在住N氏  
譲受人:本部町在住N氏  
添付資料説明

番号4番 豊原445 登記現況共に、畑 面積1656㎡  
譲渡人:本部町在住S氏  
譲受人:本部町在住I氏  
添付資料説明

番号5番 伊豆味3489-1 登記現況共に、畑 面積813㎡  
伊豆味3490-1 登記現況共に、畑 面積8589㎡  
伊豆味3490-5 登記現況共に、畑 面積1650㎡  
伊豆味3493 登記現況共に、畑 面積1604㎡  
譲渡人:本部町在住A氏  
譲受人:西原町在住N氏  
添付資料説明

番号6番 並里825 登記現況共に、畑 面積321㎡  
並里831 登記現況共に、畑 面積125㎡  
譲渡人:本部町在住T氏  
譲受人:本部町在住M氏  
添付資料説明

議長

説明が終わりました。審議に入ります。  
何か質問はありませんか。

ないようですので、進めても宜しいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、進めます。

議案第19号は提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第19号は可決いたします。

次に進みます。

議長

議案第20号 非農地証明願いについて  
議案と致します。  
事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第20号 非農地証明願いについて  
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、農地法第2条  
に規定する農地又は、採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。

番号1番 願出人:本部町在住T氏  
申請農地:山里506 登記、畑 面積470㎡  
山里509 登記、畑 面積497㎡

申請要旨:高齢のため畑として使用しておらず、又、岩場地の為畑地に適せず  
長い間放置していた為、雑草・雑木も生い茂り畑として使用するのに困難である。  
所有者:願出者に同じ  
添付資料説明

番号2番 願出人:本部町在住H氏  
申請農地:具志堅2696 登記、畑 面積303㎡  
申請要旨:当該地は、農機械が搬入できなくて、農作業ができない。傾斜地、  
狭小地等の理由で農地性が著しく低く耕作困難な土地である。  
所有者:願出者に同じ  
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。パトロールに行った委員説明をお願いします。

3番委員 説明させていただきます。

番号1番は以前は養蜂をやっている方に貸していたが現在は放置され  
所有者は30年ほど前から町外に住んでおり、畑として利用されていない。  
一部、伐採した木や草などの置き場として利用されている。

番号2番は道路と申請地の間に別の土地があり、申請地に進入することが  
できない。大きな木などはないが面積も小さいため農地として利用しづらい  
と思います。

議長 3番委員の補足説明が終わりました。他に質疑はありませんか。

質疑が無いようですので、議案第20号は提案通り認めてよろしいですか。  
(異議なしの声あり)  
異議なしとの事なので、議案第20号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第21号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について  
議案と致します。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第21号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について  
上記のことについて、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」に基づき  
把握された荒廃農地について、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否か、  
農業委員会の意見を求めます。

今回の案件は81件です。12月20日に農業委員、推進委員で現況の確認を行いました。  
瀬底3438-1、3683、3739、浦崎438-1、439、北里1245-1、1308、山川921については、  
現地確認の際に非農地ではないと判定しました。  
残りの73件は非農地として所有者へ通知します。

議長 説明が終わりました。質問がありましたらお願いします。

5番委員 瀬底3683番地については、周辺の農地と一体的な利用が難しいため非農地にしても  
いいのではないかと。

議長 5番委員から異議がありましたが他の委員はご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

質問がないようですので、議案第21号は瀬底3438-1、3739、浦崎438-1、439  
北里1245-1、1308、山川921以外の74件については非農地として認めて  
よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)  
異議なしとの事なので、議案第21号は可決致します。

本日の総会はこちらをもって閉会いたします。

閉会時間 17時30分

議事録署名員

6番 太田 守隆

1番 渡久地 真吾

本部町農業委員会会長  
会長 知念 一義